

2017年12月22日

US tax alert

EY税理士法人

米国税制改革の大統領署名、1月初旬に延期の可能性

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

2017年12月20日に両院で可決され、成立が確実となった米国税制改革法ですが、ここに来て大統領の署名をあえて1月頭に延期するという戦略が検討されています。会計原則上、大統領の署名をもって正式に法案成立と扱われ、そのタイミングを含む四半期で新税法の影響を取り込む必要が生じることから、12月末又は1月明けに署名されるかにより、12月で終了する会計期間に係る財務諸表へのインパクトが異なります。

署名延期の可能性は、米国の財政赤字増加抑制目的で規定されている「2010年 Pay-as-you-go」法(略して「PAYGO」)という財政法に基づき、減税等を含む歳入減や新たな歳出を法制化する際には、義務的経費を削減又は増税を行い、同額の財源確保をすべきという規定の適用タイミングに基づき検討されているものです。PAYGO規定に基づきますと、仮に12月中に米国税制改革法が署名され法律として成立する場合、同法案により増額する財政赤字額に関して、即刻、義務的経費の削減が求められ、Medicareの支払いなどに支障が出る一方、署名を1月明けとすると同経費削減を2019年に先送りできるというメリットがあります。

ただし、PAYGOには免除規定があり、議会が税制改革法に関してPAYGO適用免除を可決すれば経費削減をトリガーすることなく大統領による署名が12月中でも可能となります。しかし、PAYGO適用免除は通常の法案可決の手続き、すなわち上院60票の賛成が必要となるため、2017年残りわずかの開会日程内にPAYGO適用免除を可決できるかどうかは现阶段では不明確です。また、連邦憲法上の要件で、法案が大統領府に届いてから10日(日曜日を除く)以内に大統領が署名をせず、さらにその間に議会が散会してしまった場合、実質拒否権が発動された扱いとなるという要件も加味すると、遅くとも1月早々には署名されるものと考えられます。なお、署名が12月でも1月でも税法上の扱いには影響はありません。

12月の財務諸表に対する影響が大きいため、大統領署名のタイミングが明らかになり次第、最新情報を共有いたします。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20171222

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp